

平成 24 年度統計法施行状況に関する  
基本計画部会第 1 ワーキンググループ  
審議結果報告

平成 25 年 9 月



## 基本計画部会第1ワーキンググループ審議結果報告

### はじめに

基本計画部会第1ワーキンググループ（以下、「第1WG」という。）においては、経済統計（国民経済計算、経済構造統計等）を担当分野として統計法施行状況及び次期基本計画案に係る検討を進めてきた。

WGでは、各府省における現行基本計画の取組状況を確認し、施策の効果に関する評価の視点に基づき、項目毎に評価するとともに経済・社会情勢の変化を勘案し、次期基本計画に向けた検討を行った。

審議の結果、現行基本計画における別表の2割を占める「国民経済計算関連事項」は、類似した検討事項が複数箇所に記載されていること等から、事項の再編、統廃合を行うことが必要と考えられる。また、「サービス活動に関する統計の整備」は、産業分類としてのサービス産業と企業のサービス活動（グループを含めた組織内活動と外部委託）が混在しており、計画の明確化のために分割しての整理が必要と考えられる。さらに、国土交通省から提案があった「交通統計」と「建設・不動産に関する統計整備」については、新たに項目として立てる必要があると考える。

なお、「グローバル化の進展に対応した統計の整備」は、「外国人住民に係る基本的な統計の整備」が所期の目的を達成しているとして、第2ワーキンググループの整理では削除していることから、経済活動のグローバル化に限定した項目としての変更が必要と考える。

以下、上記の整理に沿った項目毎の審議結果及び次期基本計画に向けた基本的な考え方を報告する。

### 1. 「国民経済計算」（基幹統計）の整備

「国民経済計算」（以下、「SNA」という。）は、その計数自体が重要な経済統計であるばかりでなく、関連する統計における概念、定義、記録原則などの基礎と位置づけられている。また、SNAは、各種統計調査の設計の指針や統計数値間の整合性確保の枠組みも内包している。このため、国際的動向に的確に対応しつつ、体系として確実な推計を行っていくことが重要となっている。さらに、主要先進経済国として、日本がSNAに関する国際的な議論の主導的役割の一翼を担い、その発展に貢献することも必要となっている。

SNA関連事項については、平成23年12月に公表された「平成17年（2005年）基準改定」において現行基本計画を踏まえた取組が進められたこともあり、全45事項のうち、過半の23事項はおおむね所期の目的を達成している。一方で、今後のSNAの確報推計については、平成28年経済センサス-活動調査の経理事項対象年である平成27年分の推計について、いわゆる「代替推計」を確立する必要があるなど、基礎統計を巡る条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが何よりも重要な課題となっている。また、この課題に取組つつ、2008SNAなど国際標準への準拠、「証拠に基づく政策立案」（Evidence-based policy making）のための提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めると共に、これらの取組の実現には、SNAと一次統計の連携強化が不可欠となっている。

#### (1) SNAの精度の確保・向上

経済センサス-活動調査を始めとする基礎統計の変化に対応しつつ、精度の確保・向

上を図る観点から、供給・使用表（Supply and Use Tables, SUT）の活用などにより、SNA の推計の枠組みの確立・強化を図るなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、精度向上を図る。
- ② 供給・使用表の枠組みを通じたSNAの精度向上のため、SNAと産業連関表（基本表）、同延長表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。
- ③ SNAの基準年の供給・使用表について、産業連関表（基本表）と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。
- ④ 産業連関表（延長表）について、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上を図った上、基幹統計化を推進する。
- ⑤ 統計上の不突合の原因の一つとなっているGDP（生産側）のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取り扱いについて研究する。
- ⑥ SNA における推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。

## (2) SNA の国際比較可能性の向上

国際比較可能性向上の観点から、2008SNA に準拠した改定のための具体的な推計の見直し作業や付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応など、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 2008SNA について可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。
- ② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による産業連関表（基本表）及びSNAの作成に向けて検討する。
- ③ SNA と産業連関表（基本表）の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、SNA との整合性及び国際的な動向への対応を検討する。

## (3) SNA の提供情報の充実

有用性の向上及び地域統計の整備を図る観点から、四半期推計の充実や長期時系列計数の提供、地域経済計算の充実に向けた支援を強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 支出面に加え、生産及び分配所得面を含む四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することについて検討する。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。

- ② 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供等を進める。
- ③ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向けて、地方公共団体に対する支援を強化する。

#### (4) SNA と一次統計等との連携強化

推計の基礎となる一次統計等の一層の整備と活用方法の開発を進め、SNA の基礎統計に起因する課題を解決するため、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 「経済センサス - 活動調査」の結果の活用により、生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法を確立する。
- ② サービス産業の中間投入構造など、より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める。
- ③ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための、基礎統計の拡充・推計手法について検討する。
- ④ コモ法のうち、いわゆる建設コモ法について、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。
- ⑤ 生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心に検討する。
- ⑥ ①～⑤を含む一次統計との連携強化について、SNA、産業連関表及び一次統計作成府省が協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。
- ⑦ コモ法における商品別配分比率の推計、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備については、SNAの方法論上の課題としての検討を継続、強化する。

## 2. 「経済構造統計」(基幹統計) を軸とした産業関連統計の体系的整備

「経済構造統計」(基幹統計)は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得るための重要な統計であり、産業関連統計の中核と位置づけられている。

この経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備については、これまで課題等の整理が行われているが、今後は、「経済センサス - 活動調査」(基幹統計調査)の検証を踏まえ、新たな枠組みの検討及び具体的な課題を検討するため、関係府省が一体となった取組を推進していくことが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 「経済センサス - 活動調査」の在り方の検討を行う。
- ② 「経済センサス - 活動調査」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討を行う。
- ③ 経済センサス及び関連大規模統計に関する新たな枠組みの検討を行う。

- ④ 売上高等の把握における消費税の取扱いは、現状では企業を対象とした統計調査において税込みと税抜きが混在した集計となっていることから、記入負担等を勘案した上で、結果精度を高める方法について検討する場を設ける。
- ⑤ 産業分類は供給概念で作成されているものが中心である一方、サービスの副次的活動を把握するには、併せて需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であり、産業分類が需要概念で構成されている分類もあることから、各分類の特性を踏まえ、段階的に生産物分類について検討を行う。
- ⑥ 企業間の支配構造、企業と事業所の関係の把握、より適切な経済活動への分類のための手法について、事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、その在り方を検討する。

### 3. サービス産業に係る統計の整備

我が国経済における第3次産業の占める割合はGDPで7割となっており、社会経済の実態を的確に捉えるために広義のサービス分野の統計の重要性は高まっている。しかし、サービス産業に係る統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものとはなっていなかった。こうした背景から、「サービス産業動向調査」などの創設が行われているが、精度向上に向けた取組が必要となっている。また、現行基本計画の「サービス活動に係る統計の整備」は、企業統計のサービス活動を取り扱った課題が中心であるため、産業としてのサービスに関する統計整備の充実も必要となっている。

さらに、現行基本計画においては、「サービス産業動向調査」と「第3次産業活動指数」について、基幹統計化に向け、統計の有用性の向上に向けた取組が行われているが、引き続き両統計の有用性確保についての取組を進めるとともに、サービス産業に係る構造面の把握の在り方についても研究を進めることが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進める。
- ② 「サービス産業動向調査」について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。また、QEを始めとしたSNA等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討を行う。
- ③ 「第3次産業活動指数」について、次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う。

### 4. 企業活動に係る統計の整備

現行基本計画における企業活動に係る統計の整備については、情報通信業分野における企業活動を捉えた「情報通信業基本調査」の実施や、企業のサービス活動を把握するための「純粋持株会社実態調査」の実施など、おおむね計画に沿った取組が行われている。

一方で、企業活動の多角化やグループ化、企業内活動等に関する企業のサービス活動や企業が保有するストック面に関する統計の整備については、その検討が進展しているとは言い難く、報告者負担に留意しつつ、更なる取組の発展・充実が必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、事業所母集団デー

データベースの共通事業所コードによる既存統計調査の連携を図ることにより、企業活動に関する統計の体系的なデータ把握について検討する。

- ② 事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について、記入者負担を考慮した上での把握の可能性など、企業内活動の把握について検討する。
- ③ 「平成24年経済センサス-活動調査」(基幹統計調査)結果を、「平成21年経済センサス-基礎調査」(基幹統計調査)で把握された企業グループの情報により集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。
- ④ 「事業所母集団データベース」における企業グループの把握の進捗を踏まえ、「純粋持株会社実態調査」の結果と合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。

## 5. 環境に関する統計の整備

現行基本計画における環境に関する統計の整備については、おおむね計画に沿った取組が段階的に進められている。一方で、地球温暖化対策等の環境問題は、国民にとっても関心の高い事項であり、その統計整備は重要な課題となっている。また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、地球温暖化対策が取り上げられており、このような環境問題を取り巻く変化に対応する観点からも引き続き取組の発展・充実を図ることが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。
- ② 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。
- ③ 平成17年版の環境分野分析用産業連関表を作成する際に主要な部門別投入量等の把握などが未対応であることが明らかになったが、この課題の解決に向けて平成23年版の環境分野分析用産業連関表の作成に取り組む。
- ④ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組み込みに向けて、現行基本計画期間中の検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。
- ⑤ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、総合エネルギー統計、産業連関表、SNAなどの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。

## 6. 観光に関する統計の整備

現行基本計画における観光に関する統計の整備については、「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」の充実や、観光入込客統計に係る共通基準の策定及び観光サテライト勘定の本格的な作成・公表が行われるなど、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、更なる充実・改善を図る余地が認められる。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」において、観光資源の更なる活用が求められるなど、観光統計の重要性は高まっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 旅行・観光サテライト勘定(TSA)については、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23

年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取組、その充実を図る。

- ② 都道府県の観光入込客統計は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援する。
- ③ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。その上で、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を整理し、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討する。
- ④ 平成 24 年度から新たに実施した観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題や調査結果の有用性について検討を行い、課題の解決、調査結果の利活用について整理し、平成 29 年度以後の対応について早期に結論を得る。

## 7. 交通に関する統計の整備

交通関連統計は、各種の統計調査及び行政記録情報から作成され関連する施策に活用されている一方で、統計の安定性・連続性を重視し、比較可能性の向上や社会・経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要との指摘を受けている。

国土交通省では、今般の総合物流施策大綱の策定を契機として、社会経済情勢の変化に対応し、「自動車輸送統計」（基幹統計）を中心とした交通関連統計の体系的整備に着手したいとしていることから、取組を推進することが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- ① 関連する輸送モードにおける物流効率化を横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。
- ② 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上により、地球温暖化等に対応する環境に関する基礎統計の整備に資する。
- ③ 「自動車輸送統計」（基幹統計）を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。

## 8. 建設・不動産に関する統計の整備

現行基本計画における建設・不動産に関する統計整備については、企業における不動産（土地・建物）ストックをよりの確に把握する観点から、「法人土地基本調査」（基幹統計調査）と「法人建物調査」を統合し、「法人土地・建物基本調査」（基幹統計調査）として調査が実施されるなど、おおむね計画に沿った取組が進められている。

このような状況の中で、国土交通省では、建設・不動産に関する統計の更なる体系的整備を図る観点から、「法人土地・建物基本調査」（基幹統計調査）の中間年における企業の土地取得状況等の動向（フロー）を把握することについて検討を進めている。この中間年のフロー調査については、平成 25 年の法人土地・建物基本調査の実施結果の検証や調査実施の目的、必要性を整理した上で、そのあり方を検証することが必要である。

また、世帯・公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について

の整理も必要となっている。

一方、建設に関する統計の整備については、建築物の新規着工工事額が、ピーク時の半分以下に低下していることや、少子高齢化が進む中で、建築物市場を取り巻く環境が大きく変化していることから、経済動向の分析や関連施策の展開にとって、その市場実態を的確に把握することが必要となっている。特に、既存の「建築物リフォーム・リニューアル調査」については、一定の機能向上等が図られる投資部分と機能向上等を伴わない部分に区別して把握がされていないなどの課題があり、その改善が急務となっている。

このため、次期基本計画においては、統計の体系的整備の観点から、関連性の高い土地分野と建築物分野の統計整備に係る「建設・不動産に関する統計の整備」を新たに項目立てし、取組の発展・充実を図ることが必要となっており、以下の取組が必要と考える。

- ① 5年ごとに実施する「法人土地・建物基本調査」（基幹統計調査）を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフロー情報を把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討する。
- ② 我が国の土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証を行う。
- ③ 経済動向の正確な把握に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアル投資額を正確に把握し、建設総合統計及びSNAへの反映を図る。
- ④ スtock重視型住宅施策等の適切な推進に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアルの工事内容ごとの投資額等の把握を図る。

## 9. 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備

現行基本計画における「グローバル化の進展に対応した統計の整備」については、企業の貿易取引や海外事業活動に加えて、外国人住民に係る基本的な統計の整備等、専ら現象面におけるグローバル化の進展に着目した項目となっている。このうち、外国人住民に係る基本的な統計整備については、第2ワーキンググループの審議の結果、おおむね計画に沿った取組が進められ、更に発展・充実を図るべき事項も見られないと整理されているものの、企業活動に係る事項については、引き続き取組の発展・充実を図る余地が認められる。

経済活動におけるグローバル化については、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても、グローバル化のメリットを活かして持続的な成長の実現をすることが主要な施策として掲げられている。このため、経済活動のグローバル化を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が増している。

一方、国際的な動向に目を向けると、G20 データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となりうるリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、IMFが新たな経済・金融統計の公表基準であるSDDSプラスへの参加を各国に呼びかけている。このため、平成31年末までの参加期限に向け、SDDSプラスへの参加に必要なデータ整備のための検討を進めることが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、社会・経済情勢の変化への対応や、国際比較可能性向上の観点から、「グローバル化の進展に対応した統計の整備」を「経済活動のグローバル化に対応した統計整備」に変更し、取組の充実を図ると共に、以下の取組が必要と考える。

- ① 本邦企業が所有する海外現地法人の事業活動を正確に把握するため、海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化も検討する。

- ② 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成(集計)方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して引き続き基幹統計化の可否について検討する。
- ③ 国際収支マニュアル第6版への準拠等のため、平成26年より相当規模の見直しが行われる国際収支統計について、新たな統計の定着度合や利用者の反応をフォローアップする。
- ④ 関係府省の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進める。
- ⑤ 上記④の一環として、関係府省が協力して、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
SNAの精度の確保・向上 (第1WG SNA・T F)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No.: 2、10、13、14、15、16、124、194 (関連) ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ おおむね実施可能。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 推計精度向上のための供給・使用表に係る取組として、類似している課題を整理・統合し、これまでの実施状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 経済センサス - 活動調査を始めとする基礎統計の変化に対応しつつ、精度の確保・向上を図る観点から、供給・使用表 (Supply and Use Tables, SUT) の活用などにより、SNAの推計の枠組みの確立・強化を図るなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、精度向上を図る。</li> <li>② 供給・使用表の枠組みを通じたSNAの精度向上のため、SNAと産業連関表 (基本表)、同延長表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。</li> <li>③ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表 (基本表) と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。</li> <li>④ 産業連関表 (延長表) について、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上を図った上、基幹統計化を推進する。</li> <li>⑤ 統計上の不整合の原因の一つとなっているGDP (生産側) 推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取り扱いについて研究する。</li> <li>⑥ SNAIにおける推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチエック体制を強化する。</li> </ol>
備考 (留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期基本計画の具体的な取組の掲載においては、時間軸の整理が必要となる。</li> <li>・ 平成28年経済センサス - 活動調査の経理事項対象年の平成27年SNA確報推計に際し、生産動態統計等を活用する「代替推計」を確立する必要があるが、供給・使用表の枠組みは、こうした「代替推計」の精度向上に資する取組でもある。</li> </ul>

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
SNAの国際比較可能性の向上 (第1WG SNA・TF)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化</p> <p>(6) ストック統計の整備</p> <p>◇ 現行計画No.: 9、11、19、47、93 (関連) ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ おおむね実施可能。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 国際比較可能性の向上に係る取組として、優先順位と行程表を確認の上、これまでの検討状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 国際比較可能性向上の観点から、2008SNAに準拠した改定のための具体的な推計の見直し作業や付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応など、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 2008SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。</p> <p>② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による産業連関表（基本表）及びSNAの作成に向けて検討する。</p> <p>③ SNAと産業連関表（基本表）の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、SNAとの整合性および国際的な動向への対応を検討する。</p>
備考（留意点等）	

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
SNAの提供情報の充実 (第1WG SNA・TF)	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No.19 (遡及)、26、33 ※別紙参照
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 項目No.26は実施可能、他は実施予定。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 提供情報の充実として、ユーザーの要求度合いから優先順位を確認の上、取組の発展・充実を図ることが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 有用性の向上及び地域統計の整備を図る観点から、四半期推計の充実や長期時系列計数の提供、地域経済計算の充実に向けた支援を強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。 <基本的な考え方> ① 支出面に加え、生産および分配所得面を含む四半期推計(QNA)を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することについて検討する。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。 ② 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供等を進める ③ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向けて、地方自治体に対する支援を強化する。
備考 (留意点等)	

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
SNAと一次統計等との連携強化 (第1WG SNA・TF)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No.: 12, 17, 18, 28, 31 ※別紙参照</p>
平成24年度統計法 施行状況報告の概 要	<p>○ 検討を行ったため実施済としているものがあるが、課題の実現は達成しておらず、内容的にはおおむね実施可能。</p>
平成24年度統計法 施行状況報告の評 価	<p>○ 推計精度向上のための一次統計との連携を強化し、類似している課題を整理・統合した上で、これまでの実施状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。</p>
次期基本計画にお ける取扱い及び基 本的な考え方	<p>○ 推計の基礎となる一次統計等の一層の整備と活用方法の開発を進め、SNAの基礎統計に起因する課題を解決するため、更なる取組の発展・充実を図ることが必要。 ＜基本的な考え方＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 経済センサス - 活動調査の結果の活用により、生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法を確立する。</li> <li>② サービス産業の中間投入構造など、より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める。</li> <li>③ ファイナンス・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための、基礎統計の拡充・推計手法について検討する。</li> <li>④ コモ法のうち、いわゆる建設コモ法について、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。</li> <li>⑤ 生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心に検討する。</li> <li>⑥ ①～⑤を含む一次統計との連携強化について、SNA、産業連関表及び一次統計作成府省が協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。</li> <li>⑦ コモ法における商品別配分率の推計、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備については、SNAの方法論上の課題としての検討を継続、強化する。</li> </ol>
備考（留意点等）	

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ (担当)		現行基本計画の該当項目 (概要)
経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 (産業関連統計TF)	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性 (基本計画部会審議対象事項のうち、経済構造統計についての具体的施策) ◇ 本文には、経済構造統計の重要性と①目標及び目標時期、②密接に関係する主要な産業統計との関係及び調査事項の在り方、③SNA、I0等の加工統計と経済構造統計及び他の産業関連統計の関係の在り方を記述。 ◇ 別表には、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備の取組について記述し、SNAの年次推計にも言及。	
	平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、検討報告書を取りまとめた。一方で、経済センサス - 活動調査の検証が行われず、今後の経済構造統計の在り方については流動的である。さらに、体系的整備の視点が多数あるため、どの視点から体系的に整備するかを絞りこめないこと等、現時点において継続的な検討が困難なため、今後は、具体的な課題ごとに検討していく必要がある（「実施困難」の自己評価）。 ○ SNAの年次推計については、平成28年に予定されている経済センサス - 活動調査の実施までに検討を進めていく（「実施可能」の自己評価）。 ○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、体系的整備の課題等を取りまとめた点については評価。今後は、経済センサス - 活動調査の検証を踏まえ、枠組みの見直しを含めた経済センサスの在り方や産業関連統計の体系的整備についての具体的な課題ごとの検討を行うことが必要。 ○ SNAの年次推計については、JSNAと一次統計等との連携強化として別項で整理が必要。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 「経済構造統計」(基幹統計)は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得るための重要な統計であり、産業関連統計の中核と位置づけられている。 ○ そのため、新たな枠組みの検討及び具体的な課題を検討するため、関係府省が一体となった取組を推進していくことが必要となっている。 ＜基本的な考え方＞ ① 経済センサス - 活動調査の在り方の検討 ア 経済センサス - 活動調査の目的である包括的な産業構造統計の整備及び各種統計の精度向上に資する母集団名簿の充実を図るため、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上に重点を置くこと イ 平成28年経済センサス - 活動調査の実施については、平成24年経済センサス - 活動調査の実施状況を踏まえた検討を行うとともに、関連する産業関連統計の役割分担も検討 ② 経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討 ア 平成26年基礎調査の結果検証及び事業所母集団データベースの整備事業の進捗状況も踏まえた母集団情報の整備の在り方の中で、母	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方		

	<p>集団情報の整備のための統計調査の在り方を検討する。その際、事業所母集団データベースの目的である、経済センサス - 活動調査を始めとした各種統計調査に対する母集団情報提供機能の確保に留意。</p> <p>イ 経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方の検討結果、記入者負担、地方公共団体の負担を踏まえた上で、調査期日、総売上高の把握の在り方を含めた枠組みについて検討</p> <p>③ 経済センサス及び関連大規模統計に関する新たな枠組みの検討</p> <p>上記①及び②の検討を踏まえ、平成18年の「経済センサスの枠組みについて」に代わる、経済センサス及び関連する大規模統計に関する新たな枠組みを検討する必要がある。</p> <p>④ 売上高等の把握における消費税の取扱いは、現状の企業を対象とした統計調査において税込みと税抜きが混在した集計となっていることから、記入負担等を勘案した上で、結果精度を高める方法について検討する場を設ける。</p> <p>⑤ 広義のサービス業を中心とした生産物分類は、サービスの副次的活動を把握するため、需要サイドの概念による生産物分類の構築が必要であるが、産業分類が必要概念で構成されている分類もことから、各分類の特性を踏まえ、段階的に検討を行う。</p> <p>⑥ 企業間の支配構造、企業と事業所の関係の把握、より適切な経済活動への分類のための手法について、事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、その在り方を検討する。</p>
備考（留意点等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記、経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討の点については、事業所母集団データベースの課題として整理</li> <li>・ 現行基本計画の施行状況審議において、「日本標準商品分類」は、統計基準としての設定は行わないとの結論が示されている。ただし、現行の「日本標準商品分類」については、現在の商品事情に照らして内容を見直すこととされている。</li> </ul>

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ(担当)		現行基本計画の該当項目(概要)
サービス産業に係る統計の整備 (産業関連統計TF)	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性(基本計画部会審議対象事項のうち、別紙の具体的施策) ① 調査方法の検討、推計方法、欠測値補充方法等の検討を行った上で、サービス産業動向調査の基幹統計化を検討 ② 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、第3次産業活動指数の基幹統計化を検討	
	平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①については、検討を行った結果、平成25年1月以降の調査より、精度向上等を図るため一部企業等調査を導入。基幹統計化については、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討(「実施可能」の自己評価)。 ○ ②については、速報と確報の差が大きい系列を中心に推計手法の検証を行い、精度向上に向けた取組を実施。基幹統計化に向けては、次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う(「実施可能」の自己評価)。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 両統計とも、精度向上のための取組みとして、調査の見直しや推計手法の検討を行った点については評価。①については、引き続き、調査結果の蓄積及びQEにおける利活用等を踏まえ、基幹統計化について検討を行うことが必要。②についても、引き続き推計精度向上に取り組む、有用性の更なる向上策について検討を行うことが必要。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 我が国経済における第3次産業の占める割合はGDPで7割となっており、社会経済の実態を的確に捉えるために広義のサービス分野の統計の重要性は高まっている。しかし、サービス産業に係る統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものはなっていない。こうした背景から、「サービス産業動向調査」などの創設が行われ、精度向上に向けての取組を行っている。現行基本計画の「サービス活動に係る統計の整備」は、企業統計のサービス活動を取り扱った課題が中心であるため、産業としてのサービス産業を整備する取組の充実が必要となっている。 ○ 現行基本計画におけるサービス産業に係る課題では、「サービス産業動向調査」と「第3次産業活動指数」について、基幹統計化に向けた統計の有用性の向上に向けた取組みが行われていたが、今後は、引き続き両統計の有用性確保についての取組みを進めるとともに、サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造的把握の在り方について研究を進めることが必要となっている。 <基本的な考え方> ① サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造的把握の在り方について研究を進める。 ② 「サービス産業動向調査」について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。またQEを始めとした国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討を行う。	

	<p>③ 「第3次産業活動指数」について、次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う。</p>
備考(留意点等)	

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ (担当)		現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>企業活動に係る統計の整備 (産業関連統計TF)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(1) サービス活動に係る統計の整備</p> <p>◇ 本文、別表とも以下の4つの観点でサービス活動に関する統計の整備について記述。</p> <p>① 情報通信サービスに関する統計の整備、通信利用動向調査の精度向上</p> <p>② 知的財産に関する統計の整備 → 基本計画部会の審議事項のため対象外 (ビジネスレジスター)</p> <p>③ サービス活動を適切に捉えるための検討 → 基本計画部会の審議事項のため対象外 (研究開発の推進と学会との連携強化)</p> <p>④ 企業のサービス活動 (組織内活動と外部委託) に関する統計の整備</p> <p>※ ①については、「通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査を経済産業省企業活動基本調査と連携して基幹統計化について検討する」との「基幹統計の整備に関する方向性」(基本計画部会審議事項)の別紙に言及している個別課題を含む。</p>	
	<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ ①については、情報通信分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を実施。基幹統計化については引き続き検討(「実施済(共管調査)」及び「実施可能(基幹統計)」の自己評価)。「通信利用動向調査」は精度向上のために調査対象数を増やし、都道府県別篇章を行った(「実施済」の自己評価)。</p> <p>○ ④については、平成25年度から純粋持株会社実態調査を実施。その結果を平成26年経済センサス - 基礎調査の親会社・子会社情報と組み合わせ持株会社のグループ活動を明らかにすることについて引き続き検討(「実施予定(純粋持株会社の調査)」及び「実施可能(グループ活動)」の自己評価)</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 情報通信サービスに関する統計の整備は、基幹統計化以外は所期の目的を達成しているものと評価。基幹統計化については、企業活動に関する統計の整備の中で他調査との関係を整理する必要があるため引き続き検討。</p> <p>○ 企業のサービス活動については、純粋持株会社実態調査を実施することとは評価。ただし、平成26年経済センサス - 基礎調査の親会社・子会社情報と組み合わせ持株会社のグループ活動を明らかにすることについては、引き続き検討することが必要。</p>	

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 現行基本計画における企業活動に係る統計の整備については、情報通信分野における企業活動を捉えた「情報通信業基本調査」の実施や、「企業のサービスタク面」の実施など、おおむね計画に沿った取組が行われている。</p> <p>○ 一方で、企業活動の多角化やグループ化、企業内活動等に関する「企業のサービスタク面」や企業が保有する資本や土地などのストック面に関する統計の整備については、その検討が進展しているとは言い難く、報告者負担に留意しつつ、更なる取組の発展・充実が必要となっている。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードによる既存統計調査の連携を図ることにより、企業活動に関する統計の体系的なデータ把握について検討する。</p> <p>② 事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について、記入者負担を考慮した上での把握の可能性など、企業内活動の把握について検討する。</p> <p>③ 企業グループ活動の把握</p> <p>ア 平成24年経済センサス-活動調査結果を、平成21年経済センサス-基礎調査で把握された企業グループの情報により集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。</p> <p>イ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ(関係WG)		現行基本計画の該当項目(概要)
環境に関する統計の整備 (第1WG)	第2-3-5(5) 環境に関する統計の段階的な整備	<p>◇ 本文には、整備すべき分野が多岐にわたることから、既存統計の活用・改善により必要な情報が得られる事項を中心に、温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の把握などのための統計整備に取り組むことを記述</p> <p>◇ 別表には、①気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発の実施、②温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響に関する統計整備、③世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握する統計作成、④新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成についての検討、⑤総合エネルギー統計の正確性確保と公表の早期化、⑥廃棄物及び副産物を把握する統計整備を検討する場の設置、⑦環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討、⑧環境に関する統計と経済社会領域の統計を地理情報上に結びつけた領域環境統計の検討するよう記述。</p> <p>また、関連して別紙には、経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、エネルギー消費統計調査を基幹統計化する方向で検討を行うよう記述。</p>
	平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ⑥のうちの検討の場については、設置済みであることから、「実施済」との自己評価。なお、③については、所要の取組を実施しており、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</p> <p>○ ①、②のうちの気候変動の影響に関する統計の整備、⑤及び⑥のうちの廃棄物統計の精度向上及び迅速化については、いずれも継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価。</p> <p>○ ④、⑦及び⑧については、いずれも所要の取組に着手し、現行基本計画期間内に一定の成果を得ることとしていることから、「実施予定」との自己評価。</p> <p>○ ②のうちの温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実については、実態調査の実施に向けて取り組んでいることから、「実施可能」との自己評価。また、関連した「エネルギー消費統計調査」の基幹統計化については、研究会を設置し、調査票の見直し、データの精緻化等を行っていることから、「実施可能」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 「実施予定」及び「実施可能」と自己評価されている事項が多いもの、おおむね計画に沿った取組が進められているものと評価。また、自己評価も妥当。一方で、取組の更なる充実・推進や未対応の課題解決に向けた取組が必要な事項などがあり、引き続き対応を注視することが必要。</p>	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え	<p>○ 地球温暖化対策等の環境問題は、国民にとっても関心の高い事項であり、その統計整備は重要な課題となっていることから、次期基本計画においても引き続き取組の発展・充実を図ることが必要。また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、地球温暖化対策が取り上げられており、このような環境問題を取り巻く変化への的確な対応も必要。</p>	

方	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。</li> <li>② 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。</li> <li>③ 平成17年版の環境分野分析産業連関表を作成する際に明らかとなった未対応の主要な部門別投入量等の把握など、課題の解決に向けた平成23年版の環境分野分析産業連関表の作成に取り組む。</li> <li>④ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組み込みに向けて、現行基本計画期間中の検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。</li> <li>⑤ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、総合エネルギー統計、産業連関表、国民経済計算などの概念および数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。</li> </ol>
備考(留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越境環境問題に対処するための国際的な環境統計の整備について、審議協力者より提案をいただいたが、多国間で調整・検討が必要な課題であり、現時点では我が国と周辺国との間で新たな統計の整備に向けた枠組みも整っていない状況であることから、公的統計の整備としての次期基本計画の課題とすることは困難であるとの結論となった。</li> </ul>

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ(関係WG)	現行基本計画の該当項目(概要)
観光に関する統計の整備 (第1WG)	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(6) 観光に関する統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査等の充実や、都道府県観光統計の統一基準の作成、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表の必要性等を記述</li> <li>◇ 別表には、①旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査の充実、②観光入込客統計に係る共通基準の策定及び共通基準に則った都道府県間比較の可能な統計整備に向けた調整、③観光がもたらす経済効果の国際間比較が正確に行えることを目的とした観光サテライト勘定の整備の検討、作成・公表を行うよう記述。</li> </ul> <p>また、関連して別紙には、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査の基幹統計化について検討するよう記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべて所要の取組を実施しており、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当。」との判断。</li> <li>○ 別紙に掲げられた宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査の基幹統計化については、両調査の改善・充実を図ってきたところであるが、更なる検討が必要な状況であることから、現時点では、基幹統計化の検討を進めるべき状況にはないと結論。「実施可能」と自己評価。</li> </ul>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①～③は、計画に沿った取組が進められているものと評価。ただし、旅行・観光サテライト勘定の更なる精度向上が必要。</li> <li>○ ただし、②については、共通基準は策定されたものの、観光入込客統計の時系列データの変動が大きいなどの課題が認められることから、改善に向けて引き続き取り組みが必要。</li> <li>○ 基幹統計化については、現時点では基幹統計化の検討を進める段階にはないと判断を実施省がしており、重要な産業である観光に関する統計として、引き続き個別統計の更なる充実・改善を図ることが必要。</li> </ul>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き充実・改善を図るべき課題があり、また「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても観光資源の更なる活用が求められるなど、観光統計の重要性は高まっていることから、次期基本計画でも項目を立てて対応する。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 旅行・観光サテライト勘定(TSA)については、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表(Table)の作成に取り組み、その充実を図る。</li> <li>② 都道府県の観光入込客統計は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援する。</li> <li>③ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。</li> </ol>

	<p>その上で、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を整理し、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討する。</p> <p>④ 平成24年度から新たに実施した観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題や調査結果の有用性について検討を行い、課題の解決、調査結果の活用について整理し、平成29年度以後の対応について早期に結論を得る。</p>
備考（留意点等）	

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ(関係WG)		現行基本計画の該当項目(概要)
交通に関する統計の整備 (第1WG)	新規課題	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	—	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	—	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 交通関連統計は、鉄道輸送、船舶、自動車及び航空機による旅客・貨物輸送を中心に、各種の統計調査及び行政記録情報から作成される連する施策に活用。一方で、統計の安定性・連続性を重視し、比較可能性の向上や社会・経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要との指摘を受けてきたところ。</p> <p>○ 国土交通省では、今般の総合物流施策大綱(平成25年6月25日閣議決定)の策定を契機として、社会経済情勢の変化に対応し、「自動車輸送統計」(基幹統計)を中心とした交通関連統計の体系的整備に着手したいとしていることから、次期基本計画における新項目として、その取組を推進することが必要。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 関連する輸送モードにおける物流効率化を横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。</p> <p>② 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上により、地球温暖化等に対応する環境に関する基礎統計の整備に資する。</p> <p>③ 「自動車輸送統計」(基幹統計)を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター(積載効率、実車率等)の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。</p>	
備考(留意点等)		

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ(関係WG)		現行基本計画の該当項目(概要)
建設・不動産に関する統計の整備(第1WG)	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性 うち、別表の「3 将来の基幹統計化について検討する統計」としての課題 【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。	○ 「法人土地基本調査」(基幹統計調査)に「法人建物調査」(一般統計調査)及び「企業の土地取得状況等に関する調査」(一般統計調査)を統合し、「法人土地・建物基本調査」(基幹統計調査・5年周期)として実施することについて、総務大臣より承認された。「実施済」と自己評価)
	平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 「法人土地基本調査」(基幹統計調査)に「法人建物調査」(一般統計調査)及び「企業の土地取得状況等に関する調査」(一般統計調査)を統合し、「法人土地・建物基本調査」(基幹統計調査・5年周期)として実施することについて、総務大臣より承認された。「実施済」と自己評価)
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 総務大臣による承認後、平成25年7月に同調査を実施していることから、所期の目的は達成されたものとして評価。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 国土交通省では、体系的整備の観点から「法人土地・建物基本調査」の中間年における企業の土地取得状況等の動向(フロー)を把握することについて、検討に着手する予定。 ○ この中間年のフロー調査については、平成25年の法人土地・建物基本調査の実施結果の検証や、調査実施の目的・必要性を整理した上で、一般統計調査として実施することも含め、そのあり方を検証することが必要。 ○ また、平成25年の法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行うことが必要。 ○ 上記の取組とともに、建築物新規着工工事額は、平成2年をピークに減少に転じ、平成24年にはやや持ち直しているもののピーク時の半分以下に低下。一方、少子高齢化や省エネルギー意識の高まりなどから、リフォーム・リニューアール市場は着実に拡大するなど、建築物市場を取り巻く現状は大きく変化し、また、その市場実態を的確に把握することは、経済動向の分析や関連施策の展開にとっても有用。 ○ 一方で、既存の建築物リフォーム・リニューアール調査については、①一定の機能向上等が図られる投資部分と機能向上等をともなわない部分に区別して把握がされていない、②工事内容ごとの投資額等の把握がされていないといった課題があり、その改善が急務。なお、現行基本計画には、建設関係の項目や取組は盛り込まれていない。 ○ これらのようなことから、統計の体系的整備の観点から、次期基本計画において、相互の関連性の高い土地分野と建築物分野の統計整備	

	<p>に係る「建設・不動産に関する統計の整備」の項目を立てて、取組を推進することが必要。          &lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 5年ごとに実施する「法人土地・建物基本調査」（基幹統計調査）を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフロー情報を把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討する。</li> <li>② 我が国の土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証を行う。</li> <li>③ 経済動向の正確な把握に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアル投資額を正確に把握し、建設総合統計及びSNAへの反映を図る。</li> <li>④ ストック重視型住宅施策等の適切な推進に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアルの工事内容ごとの投資額等の把握を図る。</li> </ol>
備考（留意点等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築分野においては、有識者等をメンバーとした検討会を本年度中頃に設置し、予備調査を含めて検討・検証を行い、平成28年度を目処に上記見直しを反映した建築物リフォーム・リニューアル調査を実施する計画。</li> </ul>

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>経済活動のグローバル化に対応した統計整備 (第1WG)</p> <p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備 (基本計画部会審議対象事項の具体的施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、貿易に係る情報の高度利用の可能性、外国人住民に係る基本的な統計の整備等の記述があり、企業活動に係る個別事項として「海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。」との記述。</li> <li>◇ 別表には、貿易と外国人住民に関する4事項の記述があるものの、企業活動の記述は無い。</li> <li>◇ 関連事項として、基幹統計の整備に関する別紙に「将来の基幹統計化について検討する統計」として、業務統計である貿易統計の検討の記述。</li> </ul> <p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(2) 財政統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備のために四半期や月次の財政統計整備をSNAの四半期推計の課題と併せて検討することを記述</li> <li>◇ 別表には、①政府財政統計の推計及び公表、②資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目についての推計及び公表、③中央政府の項目についてCOF0G (政府支出の機能分類) の2桁に分類し、地方政府の対応がとれない項目を推計方法を検討してCOF0G 2桁での政府支出推計を行うことについて記述</li> </ul> <p>【グローバル化の進展に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貿易と外国人住民は基本計画部会及び第2WGで審議。</li> <li>○ 企業活動は別表に掲載が無いため、明示的な自己評価は行われていない。ただ、平成23年度の審議で、「経済センサス - 基礎調査の結果を用いて海外現地法人の母集団情報の精緻化を推進し、捕捉数が大幅に向上した点は評価できるが、より一層母集団情報の精緻化について改善が必要である」と評価されている。</li> <li>○ 上記を受け、基本計画部会の中で、海外事業活動基本調査の実施者である経済産業省より、平成25年7月からの調査で対象名簿を精緻化し、調査対象数が1.6倍増えるとの報告あり。</li> </ul> <p>【財政統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年12月～翌年1月にかけて公表された平成17年基準改定結果により、政府財政統計の主要項目の推計及び公表、COF0G分類による政府支出の公表が行われ、「実経済」の自己評価。</li> <li>○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目については、平成25年度末までに対応可能な範囲及び試算値を整理することとしている(「実経済」の自己評価)。</li> </ul>

<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>【グローバル化の進展に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貿易と外国人住民は基本計画部会及び第2WGで審議（外国人住民は「実施済」妥当との評価）。</li> <li>○ 企業活動については、母集団情報の精緻化が進んだことは評価できるが、対象数の増加によりこの間の取組により改善してきた回収率の向上などを引き続き検討していく必要があるため、調査の精度向上に向けて更なる発展・充実を図るべき。</li> </ul> <p>【財政統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年基準改定の公表により、実施済は妥当と平成23年施行状況審議で整理済。資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は内閣府において平成25年度内に一定の対応が可能としていることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。</li> <li>○ 一方、財政統計については、国際的な観点からは、発生主義に基づく四半期財政統計の整備が重要であるため、次期基本計画において新たな課題として更なる取組の充実発展を図るべき。</li> </ul>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業活動に係る「グローバル化の進展に対応した統計の整備」については、引き続き取組の発展・充実を図る余地が認められる。</li> <li>○ 経済活動におけるグローバル化については、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても、グローバル化のメリットを活かして持続的な成長の実現をすることが主要な施策として掲げられている。このため、経済活動のグローバル化を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が増している。</li> <li>○ G20データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となりうるリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、IMFが新たな経済・金融統計の公表基準であるSDDSプラスへの参加を各国に呼びかけている。今後、平成31年末が参加期限とされているSDDSプラスへの参加に向け、次期基本計画期間内に必要なデータ整備のための検討を進めることが必要である。</li> <li>○ 次期基本計画においては、社会・経済情勢の変化への対応や、国際比較可能性向上の観点から、「グローバル化の進展に対応した統計の整備」を「経済活動のグローバル化に対応した統計整備」に変更し、取組の充実を図る必要がある。</li> <li>○ なお、貿易統計については、基本計画部会の審議結果を踏まえ、関連事項として本項目に整理。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本邦企業が所有する海外現地法人の事業活動を正確に把握するため、海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化も検討する。</li> <li>② 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成(集計)方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して引き続き基幹統計化の可否について検討する。</li> <li>③ 国際収支マニュアル第6版への準拠等のため、平成26年より相当規模の見直しが行われる国際収支統計について、新たな統計の定着度や利用者の反応をフォローアップする。</li> <li>④ 関係府省協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進める。</li> <li>⑤ 上記の一環として、関係府省が協力して、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。</li> </ol>
<p>備考（留意点）</p>	

## 現行基本計画の項目対応表(整理票通し番号(1)分)

	項目	具体的な措置、方策等
No.2	第2-2-(1)- ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。
No.9		○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。
No.10	第2-2-(1)- イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。
No.11		○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。
No.12		○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国民経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。
No.13	第2-2-(1)- ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。
No.14		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。
No.15		○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。
No.16		○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。
No.17		○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。
No.18		○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。
No.19		○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期週及推計についても検討する。
No.26	第2-2-(1)- エ 四半期推計に関する諸課題	○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。
No.28		○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。
No.31		○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。
No.33		○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。
No.47	第2-2- (6) ストック統計の整備	○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。
【関連事項】 No.93	第2-3- (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。
No.124	第3-2-(1)統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。
【関連事項】 No.194	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。